



金 沢 市 公 報

第 3 0 5 6 号

令和3年(2021年)10月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を撤去し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる機関の指定について (")	2
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術を担当させる機関の廃止について (")	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (障害福祉課)	3
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (")	3
○児童福祉法の規定による事業の廃止について (")	3

○平成28年告示第110号(災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について)の一部改正について (危機管理課)	3
○平成28年告示第111号(災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について)の一部改正について (")	8
● 公 告	
○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課)	8
○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて (")	8
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて (建築指導課)	9
● 農 業 委 員 会 告 示	
○令和3年第10回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	9
● 公 営 企 業 告 示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	9

告 示

●金沢市告示第305号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 1台
菊川1丁目地内	自 転 車 2台
古府2丁目地内	自 転 車 1台
大額3丁目地内	自 転 車 1台
田上さくら1丁目地内	自 転 車 1台
千日町地内	自 転 車 2台
窪6丁目地内	自 転 車 1台
青草町地内	自 転 車 1台
若草町地内	自 転 車 1台

小将町地内	自 転 車	1台
-------	-------	----

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和3年9月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
令和3年10月21日から令和4年4月20日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
金沢古府記念病院	金沢市古府1丁目150番地	令和3年8月1日
ラン薬局	金沢市駅西本町6丁目14番7号	令和3年8月1日

●金沢市告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
北矢 裕介	調和接骨院	金沢市東力町二276番地	令和3年9月1日

●金沢市告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
川崎 悠貴	学校法人木島学園接骨院小坂院	金沢市小坂町中99番地1	令和3年8月31日
北矢 正俊	調和接骨院	金沢市東力町二276番地	令和3年8月31日

●金沢市告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により次の指定特定相談支援事業者から当該指定計画相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示します。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	廃止年月日
1730105259	相談支援事業所 ふらっと	金沢市額新保3丁目276番地1	株式会社メビウス	金沢市示野中町1丁目15番地	計画相談支援	特定なし	令和3年9月30日

●金沢市告示第310号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1750103101	児童・放課後等デイサービス かぶとむし	金沢市田井町5番21号	株式会社トップス	金沢市窪7丁目285番地	児童発達支援放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和3年10月1日
1750103044	スポーツコミュニケーションスクール カラフル・金沢	金沢市油車41番地 新堅町ビル1階	一般社団法人障害者人材育成機構	金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル7階	保育所等訪問支援		令和3年10月1日

●金沢市告示第311号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により次の指定障害児相談支援事業者から当該指定障害児相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示します。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	廃止年月日
1770102927	相談支援事業所 ふらっと	金沢市額新保3丁目276番地1	株式会社メビウス	金沢市示野中町1丁目15番地	特定なし	令和3年9月30日

●金沢市告示第312号

平成28年告示第110号（災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

表中

16	いしかわ子ども交流センター	金沢市法島町11番8号	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
16	いしかわ子ども交流センター	金沢市法島町11番8号	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に、
50	金沢市立城南中学校	金沢市城南1丁目24番1号	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
51	金沢市菊川町公民館	金沢市菊川2丁目3番3号	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に、
50	金沢市立城南中学校	金沢市城南1丁目24番1号	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に、
51	金沢市菊川町公民館	金沢市菊川2丁目3番3号	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
500	金沢市立三谷小学校	金沢市宮野町二277番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に
501	金沢市三谷公民館	金沢市宮野町本79番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
502	金沢市立三谷小学校	金沢市宮野町二277番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に
503	金沢市三谷公民館	金沢市宮野町本79番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に
改め、499の項を501の項とし、483の項から498の項までを2項ずつ繰り下げ、											
482	金沢市営森本市民体育館	金沢市弥勒町ヨ50番地1	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
484	金沢市営森本市民体育館	金沢市弥勒町ヨ50番地1	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に
改め、481の項を483の項とし、471の項から480の項までを2項ずつ繰り下げ、											
470	金沢市俵芸術交流スタジオ	金沢市俵町へ乙22番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を
471	湖南学院	金沢市上中町口11番地1	○	○	○	○	○	○	○	令和3年10月6日	に
472	金沢市俵芸術交流スタジオ	金沢市俵町へ乙22番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に
改め、469の項を470の項とし、418の項から468の項までを1項ずつ繰り下げ、											
417	大桑防災拠点広場	金沢市大桑3丁目80番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を

418	大桑防災拠点広場	金沢市大桑3丁目80番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、416の項を417の項とし、386の項から415の項までを1項ずつ繰り下げ、											
385	金沢市営城西市民体育館	金沢市木曳野1丁目3番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成29年6月2日	を
386	金沢市営城西市民体育館	金沢市木曳野1丁目3番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、384の項を385の項とし、367の項から383の項までを1項ずつ繰り下げ、											
365	金沢龍谷高等学校	金沢市上安原町169番地1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	平成30年4月1日	を
366	金沢市立緑中学校	金沢市みどり2丁目3番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		
366	金沢龍谷高等学校	金沢市上安原町169番地1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
367	金沢市立緑中学校	金沢市みどり2丁目3番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、364の項を365の項とし、313の項から363の項までを1項ずつ繰り下げ、											
311	金沢市立扇台小学校	金沢市馬替1丁目34番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		
312	金沢市扇台公民館	金沢市馬替1丁目29番地1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		
312	金沢市立扇台小学校	金沢市馬替1丁目34番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
313	金沢市扇台公民館	金沢市馬替1丁目29番地1	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、310の項を311の項とし、267の項から309の項までを1項ずつ繰り下げ、											
266	石川県立金沢錦丘高等学校・中学校	金沢市窪6丁目218番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		
267	石川県立金沢錦丘高等学校・中学校	金沢市窪6丁目218番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、265の項を266の項とし、264の項を265の項とし、											
262	金沢市立米泉小学校	金沢市米泉町4丁目133番地2	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		
263	石川県立金沢伏見高等学校	金沢市米泉町5丁目85番地	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		

263	金沢市立米泉小学校	金沢市米泉町4丁目133番地2	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
264	石川県立金沢伏見高等学校	金沢市米泉町5丁目85番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、261の項を262の項とし、155の項から260の項までを1項ずつ繰り下げ、												
154	金沢市立浅野川中学校	金沢市諸江町下丁388番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		を
155	金沢市立浅野川中学校	金沢市諸江町下丁388番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、153の項を154の項とし、146の項から152の項までを1項ずつ繰り下げ、												
145	金沢市夕日寺公民館	金沢市夕日寺町口35番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		を
146	金沢市夕日寺公民館	金沢市夕日寺町口35番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、144の項を145の項とし、												
143	金沢市立夕日寺小学校	金沢市東長江町に17番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		を
144	金沢市立夕日寺小学校	金沢市東長江町に17番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、142の項を143の項とし、119の項から141の項までを1項ずつ繰り下げ、												
117	金沢星稷大学	金沢市御所町丑10番地1	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		を
118	金沢市小坂公民館	金沢市小坂町北312番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		を
118	金沢星稷大学	金沢市御所町丑10番地1	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
119	金沢市小坂公民館	金沢市小坂町北312番地	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、116の項を117の項とし、108の項から115の項までを1項ずつ繰り下げ、												
107	金沢市営城北市民体育館	金沢市鳴和2丁目10番44号	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日		を
108	金沢市営城北市民体育館	金沢市鳴和2丁目10番44号	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
改め、106の項を107の項とし、64の項から105の項までを1項ずつ繰り下げ、												

63	金沢市立兼六中学校	金沢市田井町12番12号	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を	
64	金沢市立兼六中学校	金沢市田井町12番12号	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	令和3年10月1日	に
52	金沢市立杜の里小学校	金沢市若松町3丁目282番地	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	を	
52	旧材木町小学校体育館	金沢市材木町13番12号	○	○	○	○	○	○	○	○	令和3年9月10日	に	
53	金沢市立杜の里小学校	金沢市若松町3丁目282番地	○	○	○	○	○	○	○	○	平成27年10月26日	に	

改め、62の項を63の項とし、53の項から61の項までを1項ずつ繰り下げ、

改める。

●金沢市告示第313号

平成28年告示第111号（災害対策基本法の規定に基づく指定一般避難所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

表中209の項を211の項とし、188の項から208の項までを2項ずつ繰り下げ、

187	金沢市東浅川公民館	金沢市上中町二14番地	平成29年6月2日		を
188	金沢市東浅川公民館	金沢市上中町二14番地	平成29年6月2日		
189	湖南学院	金沢市上中町口11番地1	令和3年10月6日		に

改め、186の項を187の項とし、29の項から185の項までを1項ずつ繰り下げ、

28	金沢市菊川町公民館	金沢市菊川2丁目3番3号	平成27年10月26日		を
28	金沢市菊川町公民館	金沢市菊川2丁目3番3号	平成27年10月26日		
29	旧材木町小学校体育館	金沢市材木町13番12号	令和3年9月10日		に改める。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	金沢市南新保町、大友1丁目及び鞍月東2丁目の各一部	金 沢 市 都 市 整 備 局 都 市 計 画 課	令和3年10月21日から 同年11月4日まで	南新保地区
	金沢市南新保町及び割出町の各一部			南新保東地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金 沢 都 市 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業	金沢市南新保町、大友1丁目、鞍月東2丁目及び割出町の各一部			金沢市南新保土地 区画整理事業
金 沢 都 市 計 画 用 途 地 域	金沢市南新保町及び大友1丁目の各一部			南新保地区
金 沢 都 市 計 画 高 度 地 区	金沢市南新保町及び大友1丁目の各一部			南新保地区 大友地区

金沢都市計画 特別用途地区	金沢市南新保町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	令和3年10月21日から 同年11月4日まで	南新保地区
金沢都市計画 地区計画	金沢市鞍月東2丁目及び南新保町又 の各一部			金沢西部東地区
金沢都市計画 地区計画	金沢市広岡1丁目から広岡3丁目ま で、駅西本町1丁目から駅西本町3 丁目まで、西念町及び西念1丁目の 各一部			金沢駅西地区金沢 駅港線

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和3年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第695号	令和3年10月1日	金沢市有松2丁目569番4先から570番1先まで	35.30	6.0~6.8

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和3年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年10月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和3年10月28日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 非農地証明願について
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第30号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和3年10月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和3年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上町及び法光寺町の各一部
 - (2) 大浦町、堅田町、観法寺町、才田町、近岡町及び南森本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和3年(2021年)10月21日 印刷

発行人

金 沢 市

令和3年(2021年)10月21日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄